

家族ふれあいキャンペーン

第3日曜日は家庭の日

忙しい毎日の中で、月に一度くらいは家族団らんの機会を作ってほしいという思いから、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。

是非、「家族ふれあいキャンペーン」を利用いただき、家族との楽しい時間をお過ごしください。



家族ふれあいキャンペーンとは

- 埼玉県民で18歳未満のお子様を連れただご家族が、優待券をご持参・提出いただくと、料金の割引など各種サービスが受けられます。
- 平成29年7月1日から平成30年6月30日までの期間で、協力店が指定した日にご利用いただけます。
- 優待券を県ホームページよりプリントしてご利用ください。本チラシ裏面の優待券も利用できます。なお、協力店のサービス内容・サービス期間等は変更する場合がありますので、詳細は各店舗にお問い合わせください。

県公式スマホアプリ「ポケットブックまいたま」でもサービスを利用できるようになりました！

○アプリをApp StoreまたはGoogle Playよりダウンロードしてください。

○アプリのクーポン画面掲示で、サービスを利用できます。※一部店舗除く

左：mai 右：tama
県公式アプリマスコット



キャンペーンのお問い合わせ先
青少年課健全育成担当
Tel 048(830)2912
Fax 048(830)4754

アプリのお問い合わせ先
広聴広報課ウェブ管理担当
Tel 048-830-2852
Fax 048-824-7345

～優待サービスが受けられるジャンル～

旅行会社

飲食店

販売店

農園

温泉と宿泊施設等

レジャー施設等

スポーツ施設

美術館・博物館

の約260店舗で

で各種優待サービスが受けられます。

お店と優待内容の確認は
で検索してください。

埼玉県 家族ふれあいキャンペーン

↓ 優待券はこちらを切り取ってご利用ください ↓

家族ふれあいキャンペーン「優待券」



- ・優待券（コピー含む）を持参した埼玉県民で18歳未満のお子様を連れてご家族のご利用に限ります。
- ・優待内容は施設ごとに異なります。
- ・平成30年6月30日まで有効

家族ふれあいキャンペーン「優待券」



- ・優待券（コピー含む）を持参した埼玉県民で18歳未満のお子様を連れてご家族のご利用に限ります。
- ・優待内容は施設ごとに異なります。
- ・平成30年6月30日まで有効



埼玉県・青少年育成埼玉県民会議



さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL:048(830)2912



埼玉県・青少年育成埼玉県民会議



さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL:048(830)2912

家族ふれあいキャンペーン「優待券」



- ・優待券（コピー含む）を持参した埼玉県民で18歳未満のお子様を連れてご家族のご利用に限ります。
- ・優待内容は施設ごとに異なります。
- ・平成30年6月30日まで有効

家族ふれあいキャンペーン「優待券」



- ・優待券（コピー含む）を持参した埼玉県民で18歳未満のお子様を連れてご家族のご利用に限ります。
- ・優待内容は施設ごとに異なります。
- ・平成30年6月30日まで有効



埼玉県・青少年育成埼玉県民会議



さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL:048(830)2912



埼玉県・青少年育成埼玉県民会議



さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL:048(830)2912